

見つかれば保険は使えます、不思議な話ですが)
基本的な健康診断で10,000円~20,000円
日帰り人間ドックで、30,000円~50,000円
が一応の目安です。

2. 会社を円満に辞めるために

次も同じ業界で働きたい場合もあるでしょうし、またなんで世話になるかわからない、ということも考えて、礼は尽くしておきましょう。

給料が25万程度であれば、同じ職場の方へ

1人500円程度のハンカチでいいので、ひとりひとりに簡単なメッセージをつけて差し上げておきましょう。

お菓子を皆さんで、というのは印象に残らないのもったいない、という考え方もあります。でもあまり人数が多いところなら、それしかないですね。

この費用、差し上げるのは20人程度と考えると10,000円。

3. 当座のお金はいくら必要？

☆まず最初の3ヶ月

会社を辞めても、自己都合なら3ヶ月は雇用保険の基本手当も入ってきません。

その上、会社を月末まで働かずに退職した場合、退職月は健保と厚生年金の被保険者とはなりませんから、退職月から国民年金の第1号被保険者としての保険料(14,410円)と全額自費で払う医療保険(国民健康保険又は健康保険に任意継続被保険者としての費用)の保険料が必要になってきます。

医療保険の費用、任意継続被保険者になるとすると、ざっとですが月々の保険料は19,680円。

併せて34,090円が毎月必要になってきます。

B子さんの場合、家賃が70,000円ということは水道光熱費等々で住居費に85,000円はかかりそう。

生活費はどう切り詰めても60,000円。

$34,090 + 85,000 + 60,000 = 179,090$ 円

$179,090 \times 3 = 537,270$ 円

会社にも寄りますが、地方税の代理徴収天引きをしてくれていた会社なら、地方税を支払わなくてはならなくなります。

その他、不意の出費の予備費用に100,000円

上記健診費用等も入れるとざっと70万円弱が必要となってきます。

☆次の3ヶ月

基本手当を受給するようになっても、25万円の給与だった人の場合、1回(28日間)の受給額は約14万円弱と考えられます。

とすると月々の生活費に4万円ほど足りません。

その雇用保険も、普通退職で10年未満の場合、受給できるのは90日間。

この期間のマイナス分+予備費=200,000円

は必要です。

☆やっぱり100万は必要だ！

仕事がなかなか見つからない場合も考えて、27歳といえど最低上記6ヶ月は持ちこたえられるような資金計画が必要です。

今までの貯金150万円は、もしもの時のために手をつけない、とすると

後100万円程度貯めてからの会社退職が望ましいということになります。

●西尾の解説

実は、私も先の見通しもなく会社を辞めた経験があります。

27歳独身、健康で仕事への意欲があれば、選り好みをし

なければ早晚仕事は見つかるでしょうが、私の場合は

再就職の可能性があったわけではなく、
雇用保険の基本手当を受給しつつ、勉強し独立開業の道を選びました。
私のような場合は、もっともっとシビアな資金計画が必要でした。

そこまでして、会社を辞めたいかどうか、じっくり自分と向き合ってみてほしいというのが、私の心からのアドバイスです。
それと、会社を退職して収入がないので国民年金を払わないでほっておいたという方がたまにおいでですが、収入がない場合は保険料免除制度を利用しましょう。
免除申請をすれば、その期間も年金に反映されますし、万が一障害を負った場合等、困らなくて済みます。
これは、是非、覚えておいていただきたいです。

★トピックス～任継か国保か？～

一応、上記のB子さんは健康保険の任意継続被保険者を設定してご説明しましたが、選択肢はそれだけではありません。
市町村の運営する国民健康保険があります。
どちらが得か？という話になるのですが、それは収入と、家族の人数によります。

健康保険の任意継続被保険者になったほうが得な場合は、会社員時代の給与が高く、扶養する家族が多い場合です。
政府管掌健康保険の場合、会社員時代の保険料は、標準報酬月額(つまり基本的な給料の額)に保険料率を掛けたものを事業主と折半で支払っていますが、任意継続被保険者になると全額自分で支払うということになります。
任意継続被保険者の場合、保険料額には上限があり、標準報酬月額が28万円以上の場合、40歳未満で22,960円、40歳以上は介護保険料率が加わり26,124円となります。
大雑把に言うと、40歳未満ならどんなに高い給料でも、保険料は22,960円まで、ということになります。
また、健康保険の場合、一定の要件を満たした家族を被扶養者とすることが出来ますから、配偶者とお子さんがたくさんいらっしゃる場合等は得なのです。

それに引き換え、国民健康保険には、被扶養者という制度はありませんし、前年度の収入で保険料が決まります。

というわけで、単身で、給与も28万円以下だった場合、国民健康保険のほうが得な場合もあります。
市町村によって保険料がまちまちですので、お住まいの市町村の国民健康保険の窓口で詳しいことはお確かめくださいね。

収入がない場合は、減免制度が適用される場合もありますよ。

~~~~~編集後記~~~~~

梅雨時の到来、ビアガーデン大好き人間としては気の揉める季節です。  
梅雨の晴れ間のビアガーデン、とても楽しみなのですが行くと決めた日に晴れるとは限らず。  
てるてる坊主さんと各局のお天気キャスター頼みです。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
